

令和6年度

宮崎県 移住支援金



あなたの

「ひなた暮らし」

の実現を応援します！



単身で移住した場合

最大 **60万円**



世帯で移住した場合

100万円



子育て世帯加算

最大 **100万円** / 人

※18歳未満のお子様を帯同して移住された場合、一部の市町村では、お子様お一人につき最大100万円が加算される場合があります。

三大都市圏等が対象！

東京圏、名古屋圏、大阪圏、福岡県から移住した方が対象です！

東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
名古屋圏：愛知県、岐阜県、三重県
大阪圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

農林漁業、事業承継も対象！

企業就職だけでなく、自営で農林漁業を始めた方、事業承継をされた方なども対象となります！



お問合せは宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターまで

宮崎本部

TEL:0985-27-3685
E-mail:info-miyazaki@miyazaki-hinatagurashi.jp

宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンズフィア壱番館
「KITEN」3階 みやざきJOBパークプラス内

東京支部

TEL:03-6273-4200
E-mail:info-tokyo@miyazaki-hinatagurashi.jp

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階
ふるさと回帰支援センター内

大阪支部

TEL:06-6348-3835
E-mail:info-osaka@pref.miyazaki.lg.jp

大阪市北区梅田1-3-1-900 大阪駅前第1ビル9階
宮崎県大阪事務所内

福岡支部

TEL:092-724-6234
E-mail:info-fukuoka@pref.miyazaki.lg.jp

福岡市中央区天神2-12-1 天神ビル8階
宮崎県福岡事務所内

重 要

移住支援金は各市町村において実施しており、**市町村によって申請期限や要件などが異なります**。また、**離職・転出等により支援金の返還を求められる場合があります**ので、必ず**移住前**に移住予定市町村及び宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター（表面下部）へ、要件等についてご確認ください。

移住支援金の主な要件

移住元に関する要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、三大都市圏等に在住し、かつ三大都市圏等の企業に通勤するとともに、住民票を移す直前に連続して1年以上、三大都市圏等に在住していたこと。（通算5年以上東京23区に在住していた方は通勤要件なし）

ただし、三大都市圏等に在住しつつ、三大都市圏等の大学等へ通学し、かつ三大都市圏等の企業等へ就職した方については、大学等への通学期間も通勤年数として含めることができる。

※通勤：雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

移住先に関する要件 ※①～⑨のいずれかに該当すること

- ①マッチングサイト（ふるさと宮崎人材バンク）掲載の移住支援金対象求人に応募・就職
- ②みやざき地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けた起業
- ③所属企業等の命令ではなく、自己の意思で移住し、移住元の業務を引き続きテレワークで実施
- ④専門人材（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業）として就職
- ⑤市町村が認める関係人口の対象者
- ⑥地域コミュニティの維持に必要であると市町村長が認めた事業に係る起業
- ⑦人材確保支援策を活用して宮崎県内で農林漁業や医療福祉（看護師・保育士）の個人経営事業所に就職
- ⑧人材確保支援策を活用して宮崎県内で自営での農林漁業に就業
- ⑨地域経済の活性化又は地域コミュニティの維持に資する事業に係る事業承継

移住支援金交付までの流れ（①の場合の例）



宮崎県移住・UIJターン情報サイト（あったか宮崎ひなた暮らし）

<https://iju.pref.miyazaki.lg.jp>

ふるさと宮崎人材バンク（マッチングサイト）

<https://www.back-to-miyazaki.jp/>

要件や手続きの詳細は
県HPをご覧ください！

